

一般取引資料せんの提出について (FAQ)

令和 6 年 6 月

広島国税局 課税総括課

目 次

《一般取引資料せんの提出について》

- (問 1) この資料せんは何のために提出するのですか。 1
(問 2) この資料せんの提出に法的な根拠はありますか。 1
(問 3) 一般取引資料せんの書面様式はどうして変わったのですか。 1

《書き方等》

- (問 4) 住所を変更しましたが、依頼文書が古い住所に届いています。どうすればいいですか。 2
(問 5) 「一般収集資料せん合計表」を紛失したのですが、どうすればよいですか。 2
(問 6) どの科目について作成すればよいですか。 2
(問 7) いつの時期の取引について作成すればよいですか。 2
(問 8) 資料せんの作成方法が分からないのですが、どうすればよいですか。 2
(問 9) 作成範囲の「期間中の取引金額が5万円(10万円)以上」とは、どういう意味でしょうか。 2
(問 10) 取引金額に消費税は含めますか。 2
(問 11) 「取引」と「決済」の違いは何ですか。 2
(問 12) 支払方法が複数ある場合は、どのように作成すればよいですか。 3
(問 13) 振込みの際の手数料は、取引金額に含めますか。 3
(問 14) 接待交際費には、取引先への冠婚葬祭も含まれますか。 3
(問 15) 接待交際費(飲食代)をクレジット払いした場合、どのように作成すればよいですか。 3
(問 16) 相手先の住所が分からない場合、どうすればよいですか。 3
(問 17) 取引先の社名(住所)が変更になった場合、どちらの名称(住所)で作成すればよいですか。 3
(問 18) 取引先の銀行が合併等で名称を変更した場合、どちらの名称で作成すればよいですか。 3
(問 19) 複数の事業所がある場合、一般取引資料せんは事業所別に作成する必要はありますか。 3
(問 20) 該当する取引がない場合は、どうすればよいですか。 4
(問 21) 手書きだと事務量がかかるので、作成・提出ができません。 4
(問 22) 作成に時間がかかるので、一般取引資料せんの代わりに元帳のコピーを提出してもよいですか。 4
(問 23) 広島資料センター宛の返信用封筒が同封されていますが、所轄の税務署の窓口に提出してもよいですか。 4
(問 24) この資料せんはe-Taxで提出できますか。 4
(問 25) 昨年以前の用紙が手元に残っていましたが、使用してもよいですか。 4
(問 26) 取引先(又は提出者)の個人番号(又は法人番号)の表示が必要ですか。 4
(問 27) 「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいですか。 5

《光ディスク等》

- (問 28) 光ディスク等での提出とは、どのような提出方法ですか。 6
- (問 29) メールでの提出はできますか。 6
- (問 30) 光ディスク等で提出する場合も「一般収集資料せん合計表」の提出が必要ですか。 6
- (問 31) 「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいのですか。 6
- (問 32) 光ディスク等を送付したいが、同封されていた返信用封筒で送ってもよいですか。 6
- (問 33) 提出した光ディスク等は返却してもらえるのでしょうか。 6
- (問 34) USBメモリで提出してもよいでしょうか。 7
- (問 35) 「CD・DVD提出前セルフチェックシート」を送付した方がよいでしょうか。 7
- (問 36) 届いた封書の中に、「一般取引資料せん」という用紙がありますが、光ディスク等で提出してもよいですか。 7

《エクセルファイルの入力方法等》

- (問 37) 様式1～3は、それぞれどう違うのでしょうか。 8
- (問 38) 「署番号」、「整理番号」を入力するようになっていますが、どの番号のことですか。 8
- (問 39) 提出する科目ごとにシートを作成するのでしょうか。 8
- (問 40) エクセルファイルに入力したものを、印刷（プリントアウト）して紙で提出してもよいですか。 8
- (問 41) マッキントッシュ（マック）では、提出できないのでしょうか。 8

《暗号化》

- (問 42) 光ディスクの格納データに暗号化処理を行うよう書いてあったのですが、なぜですか。 9
- (問 43) 自己復号型暗号化方式とは何ですか。 9
- (問 44) 当社（当方）では、自己復号型暗号化ソフトを所有していませんが、暗号化処理を行わなければ提出できないのでしょうか。 9
- (問 45) 当社（当方）では、自己復号型暗号化ソフトを所有していませんが、暗号化ソフトを使用しない場合は、どうすればよいですか。 9
- (問 46) 郵送での提出では配送途中の紛失等の不安があるので、直接広島国税局資料センターに持参したいのですが、窓口で受理してもらえますか。 10
- (問 47) 暗号化を行い、提出した後のパスワードはどのように確認するのですか。 10
- (問 48) 「光ディスク等パスワード連絡票」と光ディスク等を一緒に送付してよいですか。 10
- (問 49) 暗号化した際に設定したパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればよいですか。 10

《一般取引資料せんの提出について》

（問 1） この資料せんは何のために提出するのですか。

（答） 依頼文書にも記載しておりますように、税務署におきましては「適正・公平な課税の実現」のため、各種の資料情報の収集に努めております。その資料情報の一つとして納税者の皆様に提出依頼を行っております。

この度の依頼については、提出をお願いしているもので強制ではありませんが、資料の作成・提出にご協力をお願いします。

（問 2） この資料せんの提出に法的な根拠はありますか。

（答） 国税通則法第 74 条の 12 第 1 項の規定に基づきご協力をお願いするものです。

[参考]

○国税通則法（当該職員の事業者等への協力要請）

第七十四条の十二 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等又は国際観光旅客税に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（問 3） 一般取引資料せんの書面様式はどうして変わったのですか。

（答） 取引区分が異なるものや複数の取引先に対する資料せんを提出する場合でも、同じ用紙に続けて記載できるようにしたためです。広島国税局ホームページにエクセル様式を掲載していますので、書面提出する際にはご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ>広島国税局ホームページ（トップページ）>税に関する情報>一般取引資料せんの提出>書面資料せんの様式及び記載例（60KB）

《 書 き 方 等 》

（問 4） 住所を変更しましたが、依頼文書が古い住所に届いています。どうすればいいですか。

（答） 申し訳ありません。お手数ですが、「一般収集資料せん合計表」には現在の住所を記載してお送りください。

（問 5） 「一般収集資料せん合計表」を紛失したのですが、どうすればよいですか。

（答） 適宜の用紙に「一般収集資料せん合計表」と記載していただき、貴社（あなた）の所轄税務署、住所（所在地）、氏名（会社名）、電話番号と作成担当の方のお名前を記載の上、提出していただくことも可能です。

（問 6） どの科目について作成すればよいですか。

（答） 依頼文書の「取引区分」の科目のところに*（アスタリスク）印が付いているものについて、作成をお願いします。

（問 7） いつの時期の取引について作成すればよいですか。

（答） 令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの取引等について、作成をお願いしているところですが、法人の場合は、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの期間に終了した事業年度を対象として作成・提出をお願いします。

（問 8） 資料せんの作成方法が分からないのですが、どうすればよいですか。

（答） 広島国税局ホームページの次のページをご参照ください。

【掲載場所】国税庁ホームページ>広島国税局ホームページ（トップページ）>税に関する情報>一般取引資料せんの提出>具体的な作成方法

（問 9） 作成範囲の「期間中の取引金額が 5 万円（10 万円）以上」とは、どういう意味でしょうか。

（答） 一つの取引先との年間取引金額（暦年又は事業年度）の累計が 5 万円（10 万円）以上であれば、その取引先への支払内容について作成していただくという意味です。

例えば、年間の取引金額が、A 社には 20 万円を支払い、B 社には 3 万円を支払った場合は、A 社との取引についてのみ作成をお願いします。

（問 10） 取引金額に消費税は含めますか。

（答） 消費税を含めた金額で作成してください。

やむを得ず消費税抜きの金額とした場合は、「備考」欄に「消費税抜き」と表示してください。

（問 11） 「取引」と「決済」の違いは何ですか。

（答） 一般的には、請求書ベースでの日付・金額等により作成していただく場合が「取引」で、領収書ベースで実際に決済された日付・金額等により作成していただく場合が「決済」です。

(問 12) 支払方法が複数ある場合は、どのように作成すればよいですか。

(答) 支払方法ごとに区分して作成してください。

例えば、30 万円の取引で、10 万円ずつ現金、手形で支払い、残りを相殺した場合は、10 万円ずつ区分し、それぞれの決済方法のコード欄は「1 (現金)」、「3 (手形)」、「5 (相殺)」として作成してください。

(問 13) 振込みの際の手数料は、取引金額に含めますか。

(答) 振込手数料を除いた金額で作成してください。

振込手数料が含まれた金額で作成される場合は、「備考」欄に「振込手数料込み」と表示していただきますようお願いいたします。

(問 14) 接待交際費には、取引先への冠婚葬祭代も含まれますか。

(答) 依頼文書にも記載していますが、接待交際費については、バー、キャバレー、料理店等への支払についてのみ作成をお願いしておりますので、冠婚葬祭代については、作成は不要です。

(問 15) 接待交際費 (飲食代) をクレジット払いした場合、どのように作成すればよいですか。

(答) 飲食された日付が分かれば、その日付を取引年月日として作成してください。

決済日 (口座引落日) により作成する場合は、「備考」欄に「クレジット払い」と表示してください。

(問 16) 相手先の住所が分からない場合、どうすればよいですか。

(答) 支払先からの請求書や領収書でも確認できなければ、〇〇市〇〇町まででも結構ですので、支払先の電話番号や屋号なども併せて分かる範囲で作成してください。

(問 17) 取引先の社名 (住所) が変更になった場合、どちらの名称 (住所) で作成すればよいですか。

(答) 現在の会社名 (住所) で作成してください。

(問 18) 取引先の銀行が合併等で名称を変更した場合、どちらの名称で作成すればよいですか。

(答) 現在の名称で作成してください。

(問 19) 複数の事業所がある場合、一般取引資料せんは事業所別に作成する必要はありますか。

(答) 事業所別に作成していただいても構いません。

なお、ご提出される際は、取りまとめを行っていただいた上で、ご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

(問 20) 該当する取引がない場合は、どうすればよいですか。

(答) 送付しました書類の中に「一般収集資料せん合計表」を同封しておりますので、その「合計表」に、提出者の住所（所在地）、氏名（名称）及び摘要欄に「該当なし」とご記入いただき、「一般収集資料せん合計表」のみを返信用封筒に入れてご送付ください。

(問 21) 手書きだと事務量がかかるので、作成・提出ができません。

(答) 一般取引資料せんは、光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）に、所定様式のエクセルファイルを記録し提出していただくことが可能です。詳しくは、同封しております「一般取引資料せんは、ぜひCD・DVDで提出してください！」のチラシを参考にしてください。

なお、一般取引資料せんの提出が期限に間に合わない場合は、期日を経過しても構いませんので、ご提出いただきますようご協力をお願いします。

(問 22) 作成に時間がかかるので、一般取引資料せんの代わりに元帳のコピーを提出してもよいですか。

(答) 一般取引資料せん又はエクセルファイルの所定の様式での処理を行うこととなりますので、お手数ですが、光ディスク等に所定様式のエクセルファイルのデータを格納していただくか、同封の書面提出用の用紙により作成していただき、提出するようお願いいたします。

なお、PC入力により作成し、印刷して提出していただけるように、広島国税局ホームページに書面提出用のエクセル様式を掲載していますので、是非ご活用ください。

(問 23) 広島資料センター宛の返信用封筒が同封されていますが、所轄の税務署の窓口にも提出してもよいですか。

(答) 差し支えありません。

可能であれば、同封の返信用封筒をご利用いただき広島資料センター宛にお送りいただきますようお願いいたします。

なお、広島国税局資料センターの窓口では、提出を受け付けておりません。

(問 24) この資料せんについて、e-Taxで提出できますか。

(答) 既にe-Taxをご利用いただいておりますので、e-Taxによる提出を希望の場合には、担当より説明させていただきますので、ご担当者の方のお名前、連絡先を教えてください。

担当より、折り返しご連絡させていただきます。

(問 25) 昨年以前の用紙が手元に残っていましたが、使用してもよいですか。

(答) 申し訳ありません。書面での提出は同封しております様式の一般取引資料せんでの提出をお願いします。

なお、PC入力により作成し、印刷して提出していただけるように、広島国税局ホームページに書面提出用のエクセル様式を掲載していますので、是非ご活用ください。

(問 26) 取引先（又は提出者）の個人番号（又は法人番号）の表示が必要ですか。

(答) 表示の必要はありません。

(問 27) 「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいですか。

(答) 一般取引資料せんの行数を記載してください(1行を1枚としてカウントしてください)。

《 光ディスク等 》

(問 28) 光ディスク等での提出とは、どのような提出方法ですか。

(答) 光ディスク等(CD・DVD・FD・MO)に、所定様式のエクセルファイルを記録し提出していただく方法です。

所定様式の入力フォーム(エクセル表)につきましては、広島国税局のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

光ディスク等でのご提出の際には、情報セキュリティ確保の観点から対象データを暗号化した上での提出をお願いしております。詳しくは、同封しております「一般取引資料せんは、ぜひCD・DVDで提出してください!」のチラシを参考にしてください。

なお、ご提出いただいた光ディスク等の返却は行っておりませんので、ご了承ください。

【参考】入力フォーム(エクセル表)掲載場所

国税庁ホームページ>広島国税局ホームページ(トップページ)>税に関する情報
>一般取引資料せんの提出>具体的な作成方法>(様式1、様式2又は様式3の箇所の)ダウンロード

(問 29) メールでの提出はできますか。

(答) メールによるご提出は受け付けることができません。同封のチラシ「一般取引資料せんは、ぜひCD・DVDで提出してください!」に記載しておりますように、光ディスク等により提出をお願いします。

(問 30) 光ディスク等で提出する場合も「一般収集資料せん合計表」の提出が必要ですか。

(答) 「一般収集資料せん合計表」に必要事項をご記入いただき、光ディスク等と併せて提出をお願いします。

なお、暗号化処理をされた場合は、「一般収集資料せん合計表」の摘要欄に、「暗号化処理済」と記載していただき、媒体の種類(CD・FD等)と提出される媒体の枚数を記載してください。

(問 31) 「一般収集資料せん合計表」の「提出枚数」欄は、どのように書けばよいのですか。

(答) データの行数を記載してください(1行を1枚としてカウントしてください)。

(問 32) 光ディスク等を送付したいが、同封されていた返信用封筒で送ってもよいですか。

(答) 光ディスク等をケースに入れていただくか、厚紙などで保護していただき、同封の角5の返信用封筒を利用してお送りください。また、「一般収集資料せん合計表」も併せてお送りください。

なお、暗号化のパスワードは、同封しております「光ディスク等パスワード連絡票」に記載の上、長3の返信用封筒にて送付していただきますよう、お願いします。

(問 33) 提出した光ディスク等は返却してもらえるのでしょうか。

(答) 申し訳ありませんが、提出いただいた光ディスク等の返却は行っていません。

(問 34) USBメモリで提出してもよいでしょうか。

(答) USBメモリによる提出も可能です。ただし、USBメモリの返却は行っておりませんので、ご了承ください。

(問 35) 「CD・DVD提出前セルフチェックシート」を送付した方がよいでしょうか。

(答) 「CD・DVD提出前セルフチェックシート」は、提出していただく必要はありません。なお、CD・DVD等にデータを格納していただく際は、このセルフチェックシートを活用していただき、データ内容の確認をお願いします。

(問 36) 届いた封書の中に、「一般取引資料せん」という用紙がありますが、光ディスク等で提出してもよいですか。

(答) 光ディスク等(CD・DVD・FD・MO)による提出が可能であれば、光ディスクでの提出をお願いします。

なお、その際には、情報セキュリティ確保の観点から対象データを暗号化した上での提出をお願いしております。詳しくは、同封しております「一般取引資料せんは、ぜひCD・DVDで提出してください！」のチラシを参考にしてください。

また、暗号化のパスワードは、同封しております「光ディスク等パスワード連絡票」に記載の上、長3の返信用封筒にて送付していただきますよう、お願いします。

《 エクセルファイルの入力方法等 》

(問 37) 様式 1～3 は、それぞれどう違うのでしょうか。

(答)

【様式 1】

- ・ 同じ取引先に対し、毎月又は月に数回取引があり、取引金額をベースに入力する場合等に適しています。
- ・ 取引先ごとに一年間の取引金額を続けて入力することができるため、取引先等がある程度固定されている場合などは、効率的に入力することができます。

【様式 2】

- ・ 取引先は同じでも、決済方法等が月ごとに異なるような場合、あるいは、毎月取引のない取引先が多くあるような場合の入力に適しています。

【様式 3】

- ・ 様式 2 を縦にしたもの。
- ・ 様式 2 とは異なり、一行に一回の取引（決済）しか入力できないため、取引年月日ごとに取引先名を入力（コピー）する必要があります。

【掲載場所】 広島国税局ホームページ>一般取引資料せんの提出>具体的な作成方法

(問 38) 「署番号」、「整理番号」を入力するようになっていますが、どの番号のことですか。

(答) 「一般収集資料せん合計表」の右上に「08 (ゼロ・ハチ)」から始まる番号があります。最初の 5 桁が「署番号」で、「- (ハイフン)」の次の 8 桁の数字が「整理番号」となっていますので、それぞれの数字を入力してください。

(問 39) 提出する科目ごとにシートを作成するのでしょうか。

(答) 一つのシートにまとめていただいて構いません。必ず「取引区分」欄に該当科目のコードを入力してください。

(問 40) エクセルファイルに入力したものを、印刷（プリントアウト）して紙で提出してもよいですか。

(答) 様式 1、2、3 を使用した場合は、光ディスク等による提出をお願いします。
なお、書面により提出する場合は、広島国税局ホームページに書面提出用のエクセル様式を掲載していますので、PC 入力により作成し、印刷して提出していただきますようよろしくお願いいたします。

(問 41) マッキントッシュ（マック）では、提出できないのでしょうか。

(答) 大変申し訳ありませんが、マッキントッシュには対応しておりません。ご了承ください。

《 暗 号 化 》

(問 42) 光ディスクの格納データに暗号化処理を行うよう書いてあったのですが、なぜですか。

(答) 情報セキュリティ確保の観点から、暗号化したデータを提出していただくようお願いしております。お手数をお掛けしますがよろしく申し上げます。

なお、暗号化のパスワードは、同封しております「光ディスク等パスワード連絡票」に記載の上、長3の返信用封筒にて送付していただきますよう、申し上げます。

(問 43) 自己復号型暗号化方式とは何ですか。

(答) 自己復号型暗号化方式とは、ファイルの暗号化を行う際にパスワードを設定して暗号化を行い、そのファイルを受け取った者は、暗号化ソフトがなくてもパスワードを入力することにより、閲覧等を可能とする（復号化）方式をいいます。

自己複合型暗号化形式以外（例：アタッシュケース等）の方法で暗号化されると、当局に提出いただいても閲覧等（複合化）ができないため、再度提出依頼をさせていただく場合があります。

(問 44) 当社（当方）では、自己復号型暗号化ソフトを所有していませんが、暗号化処理を行わなければ提出できないのでしょうか。

(答) 暗号化処理をしていただく趣旨は、貴社（あなた）に作成していただいた取引先に係るデータの万一の情報漏えいを防止するためをお願いするものです。

趣旨をご理解いただき、暗号化処理を行ったものの提出をお願いします。

なお、自己復号型暗号化方式によるパスワード設定が困難な場合は、エクセルで「読み取りパスワード」を設定し提出いただいても差し支えありません。

また、「読み取りパスワード」の設定方法は、「一般取引資料せんは、ぜひCD・DVDで提出してください！」の裏面に記載しておりますので、ご参考としてください。

おって、設定した「読み取りパスワード」は、同封しております「光ディスク等パスワード連絡票」に記載の上、長3の返信用封筒にて送付していただきますよう、申し上げます。

(問 45) 当社（当方）では、自己復号型暗号化ソフトを所有していませんが、暗号化ソフトを使用しない場合は、どうすればよいですか。

(答) 自己復号型暗号化方式によるパスワード設定が困難な場合は、エクセルで「読み取りパスワード」を設定し提出いただいても差し支えありません。

なお、「読み取りパスワード」の設定方法は、「一般取引資料せんは、ぜひCD・DVDで提出してください！」の裏面に記載しておりますので、ご参考としてください。

おって、設定した「読み取りパスワード」は、同封しております「光ディスク等パスワード連絡票」に記載の上、長3の返信用封筒にて送付していただきますよう、申し上げます。

(問 46) 郵送での提出では配送途中の紛失等の不安があるので、直接広島国税局資料センターに持参したいのですが、窓口で受理してもらえますか。

(答) 情報セキュリティ上の関係から、納税者の方が広島国税局資料センターに立ち入ることはできませんので、申し訳ありませんがお断りしています。

もし、郵送によらず持参による提出を希望される場合は、管轄の税務署(管理運営部門)にご提出ください。

なお、その際、暗号化のパスワードについては、「光ディスク等パスワード連絡票」に記載の上、併せて窓口へご提出ください。

(問 47) 暗号化を行い、提出した後のパスワードはどのように確認するのですか。

(答) 同封しております、「光ディスク等パスワード連絡票」にパスワードを記載の上、長3の返信用封筒にて、広島国税局資料センターに送付いただきますよう、お願いします。

(問 48) 「光ディスク等パスワード連絡票」と光ディスク等を一緒に送付してよいですか。

(答) 暗号化処理をしていただく趣旨は、貴社(あなた)に作成していただいた取引先に係るデータの万一の情報漏えいを防止するためをお願いするものであるため、お手数ですが、それぞれ同封しております、返信用封筒にて送付していただくよう、お願いします。

(問 49) 暗号化した際に設定したパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればよいですか。

(答) 設定したパスワードをお忘れになった場合は、再度、お手持ちの光ディスク等に、一般収集取引資料センデータを格納の上、広島国税局資料センターに提出をお願いします。